

20001

個別に注記されている部分以外は
前回（旧基準）の審査と同じ内容で
記載すること。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

抹消部分が通常審査時と異なるので注意。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
茨城県知事 殿

申請者 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15-20

申請時の許可番号	02	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可（般特）第 号	許可年月日	令和 年 月 日
----------	----	---------	-------------------	-------	----------

前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可（般特）第 号	許可年月日	令和 年 月 日
-------------	----	---------	-------------------	-------	----------

審査基準日	04	令和 年 月 日	旧結果通知に記載された審査基準日を記載すること。
-------	----	----------	--------------------------

申請等の区分	05	4	再審査の申立及び総合評定値請求をする場合は「4」を記入すること。
--------	----	---	----------------------------------

処理の区分	06	3 5
-------	----	-----

法人又は個人の別	07	3 (1.法人) 4 5 10 (千円) 14 15 20 25
----------	----	----------------------------------

商号又は名称のフリガナ	08	23 25 30 35 40
-------------	----	----------------

商号又は名称	09	23 25 30 35 40
--------	----	----------------

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	3 5 10 15 20
-----------------	----	--------------

代表者又は個人の氏名	11	3 5 10 15 20
------------	----	--------------

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	3 5
-------------------	----	-----

主たる営業所の所在地	13	3 5 10 15 20
------------	----	--------------

郵便番号	14	3 5 10 15 20
------	----	--------------

許可を受けている建設業	15	3 5 10 15 20 25 30
-------------	----	--------------------

経営規模等評価対象建設業	16	3 5 10 15 20 25 30
--------------	----	--------------------

項番08～15は、変更があった場合は、変更後を記入。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月		審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月 計算基準の区分 (1. 2年平均) (2. 3年平均)	
今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、 前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出 してください。 ○前回申請の写しでも可。				
業 コ 3 32	工事の種類 32	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業 コ 3 32	工事の種類 32	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業 コ 3 32	工事の種類 32	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業 コ 3 33	工事の種類 33 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業 コ 3 33	工事の種類 33 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業 コ 3 34	工事の種類 34 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)				

技 術 職 員 名 簿

申請者名

頁

項 番
数 8 1 0 0 1 頁

審査基準日 令和 年 月 日

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8	2							
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8			年 月 日		8	2							
9			年 月 日		8	2							
10			年 月 日		8	2							
11			年 月 日		8	2							
12			年 月 日		8	2							
13			年 月 日		8	2							
14			年 月 日		8	2							
15			年 月 日		8	2							
16			年 月 日		8	2							
17			年 月 日		8	2							
18			年 月 日		8	2							
19			年 月 日		8	2							
20			年 月 日		8	2							
21			年 月 日		8	2							
22			年 月 日		8	2							
23			年 月 日		8	2							
24			年 月 日		8	2							
25			年 月 日		8	2							
26			年 月 日		8	2							
27			年 月 日		8	2							
28			年 月 日		8	2							
29			年 月 日		8	2							
30			年 月 日		8	2							

今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、
前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出
してください。
○前回申請の写しでも可。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4	1	3	(1. 有、2. 無、3. 適用除外)
健康保険加入の有無	4	2	3	(1. 有、2. 無、3. 適用除外)
厚生年金保険加入の有無	4	3	3	(1. 有、2. 無、3. 適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	3	(1. 有、2. 無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	3	(1. 有、2. 無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	3	(1. 有、2. 無)
若手技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	3	(1. 該当、2. 非該当)

改正項目（項目51～53、64、65）以外は、前回（旧基準）申請と同じ内容を記載すること。
※改正項目以外は変更できません。

新規若手技術職員の育成及び確保	4	8	3	(1. 該当、2. 非該当)									
CPD単位取得数	4	9	3	5	10	(単位)	技術者数	11	13	(人)			
技能レベル向上者数	5	0	3	5	(人)	技能者数	9	10	(人)	控除対象者数	15	20	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	3	(1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当)									
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	3	(1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当)									
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	3	(1. ユースエール認定、2. 非該当)									
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	4	3	(1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当)									

建設業の営業継続の状況

営業年数	5	5	3	5	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	3	(1. 有、2. 無)	

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	年 ヵ月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用されるため、今回は「3」を記載すること。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5	7	3	(1. 有、2. 無)
------------	---	---	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	8	3	(1. 有、2. 無)
指示処分の有無	5	9	3	(1. 有、2. 無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	3	1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無	
公認会計士等の数	6	1	3	5	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	3	5	(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	6	3	3	5	10	(千円)
-------------	---	---	---	---	----	------

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	3	5	(台)
----------------	---	---	---	---	-----

今回の改正により追加となった建設機械を新たに追加した合計台数を記載すること。
該当無い場合は、前回申請と同じ内容で記載すること。
※今回の改正により追加となった建設機械以外は増やしません。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6	5	3	(1. 有、2. 無)
ISO9001の登録の有無	6	6	3	(1. 有、2. 無)
ISO14001の登録の有無	6	7	3	(1. 有、2. 無)

建設機械の保有状況一覧表

許可番号： 第 号

商号又は名称：

基準決算日： 年 月 日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式	所有又はリースの状況	取得日 又はリース期間		検査実施等年月日 (審査基準日時点で有効なもの)
					取得日	リース期間	
記入例	ダンプ	○×自動車	★★ 営 1234(建)	所 有	平成27. 3. 25	～	平成29. 11. 17
2		審査基準日において、自ら所有し、またはリース契約(審査基準日から将来にわたって1年7か月以上の使用期間のあるもの)により使用する、(1)建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、(2)土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、(4)労働安全衛生法施行令に規定する移動式クレーン、(5)高所作業車、(6)締固め用機械、(7)解体用機械が対象。				～	
3						～	
4						～	
5						～	
6						～	
7						～	
8						～	
9		ただし、今回の再審査は(2)、(5)～(7)に該当する場合のみ作成する。 ※大型ダンプ車(土砂の運搬が可能な最大積載量5トン以上)については(2)に該当するが、従来からの加点对象なので、大型ダンプ車のみの追加は対象外。				～	
10						～	
11						～	
12						～	
13		正副2部提出願います。 * 翌年度以降の経審受審には、この写しを前回(旧基準)審査時のものとあわせて提出願います。					
14							
15							

記載要領等

- 1 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。
- ①建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。

○ショベル系掘削機 : 「ショベル」、「バックホウ」、「クラムシェル」、「クレーン」又は「パイルドライバー」のアタッチメントを有するもの

○ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの

○トラクターショベル : バケット容量が0. 4立方メートル以上のもの

○モーターグレーダー: 自重が5トン以上のもの

②ダンプ車 : 土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの

③移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの

④高所作業車 : 作業床の高さが2メートル以上のもの

⑤締固め用機械 : 自主検査指針に「ロードローラー」、「タイヤローラー」又は「振動ローラー」と記載のもの

⑥解体用機械 : 「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」又は「解体用つかみ機」が該当
- 2 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」、高所作業車の場合は「高所作業車」、締固め用機械の場合は「締固め用機械」、解体用機械の場合は「解体用機械」と記入してください。
- 3 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載しきれないときは、複数枚に分けて記載してください。
- 4 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。
- 5 正副2部提出願います。

* 翌年度以降の経審受審には、この写しを持参願います。

* 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。